

撮影：河野写真館

祝 成人式 ～二十歳の集い～



祝 成人式 ～二十歳の集い～



令和5年 宿毛市成人式～二十歳の集い～

問 生涯学習課 ☎ 62-1245

1月3日（火）、宿毛文教センターにおいて「令和5年宿毛市成人式～二十歳の集い～」が行われ、113人が式典に出席しました。



代表挨拶 上甲 桜樺 さん



記念品贈呈受取 藤岡 賢生 さん

二十歳の皆さんおめでとうございます！



梓立祭

問 企画課 ☎ 62-1255



宿毛市では梓会との共催で早稲田大学建学の母、小野 梓先生を顕彰するとともに、青少年の健全育成などを目指して梓立祭を開催しており、一昨年、昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりましたが、今年は次のとおり開催予定です。

児童・生徒の作文発表と早稲田大学からの表彰状の授与ならびに（公財）坂本報効会、コマツからの記念品の贈呈も行われます。皆さんお誘いあわせのうえ、ぜひご来場ください。

日時 3月5日（日）13時30分～ 場所 宿毛市役所 3階 会議室 301 入場料 無料

内容 ●小・中学校の児童・生徒による作文発表 ●式典、賞状授与など

「高知家のうまいもの大賞 2023」 優秀賞受賞

問 企画課 ☎ 62-1255

宿毛市推奨品に認定されている「土佐宿毛 創作割烹 大松」の「栗の松風焼き」が、「高知家のうまいもの大賞 2023」優秀賞を受賞しました。

「高知家のうまいもの大賞」は、高知県内の食品関係事業者の方々の商品開発や商品改良に向けた意欲を醸成するとともに、新たな商品を発掘することにより、地産外商のさらなる拡大につなげることを目的とした食品コンクールです。

栗の松風焼きは、「土佐宿毛 創作割烹 大松」のほか、「林邸カフェ」でも販売されています。



▲栗の松風焼きの詳細

受賞商品 栗の松風焼き

商品内容 創作割烹の料理人が日本料理の理を大切に、旬の食材を使用し、素材を活かして作り上げた和菓子です。しっとりとした生地の中に贅沢なほど入った栗と、インゲン豆が良い食感と最高の味を生み出しています。



厚生労働大臣・高知県知事 民生委員感謝状授与式

問 福祉事務所 ☎ 62-1240



令和4年12月26日(月)、厚生労働大臣・高知県知事 民生委員感謝状授与式が市役所で行われました。3年に1回の民生委員・児童委員ならびに主任児童委員の一斉改選に伴い、退任される民生委員の方々に、厚生労働大臣ならびに高知県知事からの感謝状と記念品を中平市長が贈呈しました。

※()内は、受持地区

厚生労働大臣・高知県知事感謝状贈呈者

※在籍年数6年以上の委員

- 今城 秀之 さん (幸町) ●餘舛 邦俊 さん (自由ヶ丘) ●宮野 和子 さん (大島7番・11～17番)
- 岡本 繁子 さん (内外ノ浦) ●岡村 好知 さん (奥奈路・還住敷・京法) ●石崎 近子 さん (貝礎・東平)
- 武政 アイ子 さん (中山・寺山・寺尾) ●藤本 隆夫 さん (車岡・森・師高瀬・県営住宅宿毛団地)

高知県知事感謝状贈呈者

※在籍年数3年以上の委員

- 加藤 紀子 さん (片島6番・13～15番・西片島) ●島崎 安代 さん (片島7～12番)

『宿毛市交流複合施設さくら』に出店してみませんか？

令和4年12月にオープンした『宿毛市交流複合施設さくら』では、街の賑わいを創出するため、事業者の方向けに店舗等として「多目的スペース」を1年間貸し出ししています。出店をご希望の方は総務課までお問い合わせください。

貸出場所 『宿毛市交流複合施設さくら』多目的スペース (宿毛市桜町2番1号)

※宿毛市役所旧庁舎の選挙管理委員会があった場所です。

募集期間 2月1日(水)～20日(月) ※応募者多数の場合は書類選考とします。

申請書類 総務課にて配布 **提出方法** 持参または郵送 (締切日までに必着)

提出場所 〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市総務課

選定結果 3月1日(水)に決定者に速やかに通知します。

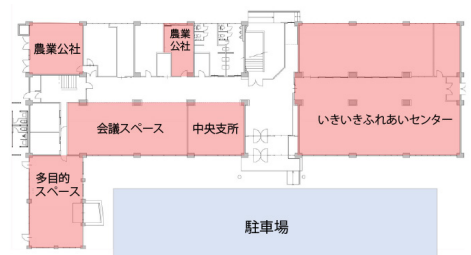
出店開始 4月より貸出予定

※審査等に時間を要し、貸出時期が変更となる場合があります。

使用期間 原則1年間

※翌年の申込状況等によっては2年目以降も継続してご利用いただけます。

使用料 最初の1年間は月額10,000円(光熱水費込み) ※2年目以降は使用料を改定します。



第10回 宿毛まるごと産業祭 出店募集

問 産業振興課 ☎ 62-1243

10回目となる「宿毛まるごと産業祭」を4月29日（土）に宿毛市総合運動公園で開催します。当日は、市民体育館のアリーナと体育館前の広場に出店ブースを設け、宿毛市の特産品の展示販売やその他産業製品の展示などを行う予定です。そこで、このイベントに出店していただける宿毛市の事業者の方を募集します。



日時 4月29日（土）9時～15時 **場所** 宿毛市総合運動公園

出店料 ●屋外 3,000円／1ブース ●屋内 2,000円／1ブース

※一般出店の上限は2ブースとします。

条件 宿毛市で活動している事業者、団体、個人

ブース (間口×奥行き) ●屋外 2.5m×3.5m ●屋内 2.5m×2.5m

内容 1次製品の販売、加工品の展示・販売、地場産品を使用したグルメ商品、その他宿毛市で行われている産業と認められるもの ※宿毛市に事務所のある会社の製造品の展示なども可能です。

締切 2月28日（火）

【注意事項】

※出店には産業振興課への出店申請が必要です。出店を希望される方には募集要項を送付しますのでお問い合わせください。

※保健所などへの届け出が必要な場合は出店者が責任を持って事前に行ってください。

※ブースの大きさは会場の設置状況により変動することがあります。

オンラインで転出届が提出可能に

問 市民課 ☎ 62-1233

2月6日（月）から、転出届の提出がマイナポータルを通じてオンラインでできるようになります。このサービスを利用する方は、転出にあたり市役所への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用になれます。単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の引越しでも利用可能です。

※詳しくはデジタル庁HPをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



デジタル庁HP



マイナンバーカードの夜間・休日窓口開設

問 市民課 ☎ 62-1233

マイナンバーカード交付申請の増加に伴い、カード交付申請およびカード交付のための休日および夜間窓口を開設します。マイナポイントがもらえるマイナンバーカードの申請期限が、2月末まで延長になりました。マイナンバーカードを未取得の方はぜひこの機会にマイナンバーカードの交付申請をご検討ください。

取扱業務 ●マイナンバーカードの交付 ●電子証明書の更新 ●マイナンバーカードの交付申請

2月 休日窓口

開設日 2月26日（日）

時間 10時～16時

毎月 夜間窓口

開設日 毎月第2・4木曜日 ※休日の場合はその前日の水曜日

時間 17時15分～19時

※マイナンバーカードの交付は、交付通知書（はがき）の記載内容を確認し、必要書類をお持ちください。

※電子証明書の暗証番号が分からない方は、マイナンバーカードと公的な身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。

※マイナンバーカードの交付申請をされる方は、マイナンバーカード交付申請書および公的な身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。

●交付予約システム

予約なしでも交付可能ですが、予約の方を優先します。交付対象者が多いため、長時間お待たせする可能性がありますので、交付予約システムをご利用ください。



令和4年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

2月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施します。この調査は第9期介護保険事業計画策定の基礎調査とするもので、高齢者の生活状況の把握や今後の高齢者福祉施策を検討するうえで大切な資料となりますので、ご協力よろしくお願ひします。

対象者 令和4年10月1日に宿毛市に住民票がある65歳以上の方で、介護認定で要介護1～5以外の方、長期入院および施設入所をしていない方

回答方法 調査票に直接記入し、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投函

問 長寿政策課 ☎ 62-1234

公民館施設の使用予約受付開始

令和5年度の公民館施設の使用予約受付を次のとおり開始します。営利目的の事業、特定の政党の利害活動、特定の宗教活動にあたる場合は使用できません。また、それ以外でも使用目的によって使用できないことがありますので事前にご確認ください。

受付開始 2月13日(月)

受付時間 8時30分～17時15分

※夜間・土・日・祝日については宿直が受け付けますので仮受付となります。

受付方法 公民館事務室に来館または電話にて先着順で受付

※申請書の提出および使用料の納付は4月3日(月)以降

使用期間 4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

問 中央公民館 ☎ 63-2618

冬は水道管の凍結・破裂にご注意ください!

屋外にある蛇口や温水器などで露出している配管が夜間に凍結し、翌朝に水が出なかったり管が破裂することがあります。

水道管が凍らないようにするためには、保温材(古い毛布や発泡スチロール等)を巻き付け、その上からビニールテープなどを巻いて固定するとよいです。また、専用の保温チューブもホームセンターなどで市販されています。

※その他、蛇口を少し開けて糸状に少量の水を流し続けることでも凍結防止になりますが、この場合は水道料金がかかりますので、出し過ぎないようにご注意ください。

問 水道課 ☎ 62-1248



令和4年度 自衛官募集

防衛省では自衛官を募集しています。

募集種目 自衛官候補生

受付期間 随時

試験期日 受付時または自衛隊高知地方協力本部HPにてお知らせします。

受験資格 18歳以上33歳未満の者

問 自衛隊高知地方協力本部
四万十地域事務所
☎ 0880-35-3096

今月の「はなちゃんクイズ!」コーナーは、お休みします。

問 企画課 ☎ 62-1255

水道メーター(量水器)取り替え

水道メーターの使用期限は、計量法により8年とされているため、有効期限内に無料で取り替えを行っています。今回は令和6年3月末までに有効期限を過ぎる水道メーターの取り替え作業を行います。

期 間 2月28日(火)まで

●該当メーター

「上水道ご使用量のお知らせ」に記載されているメーター番号のアルファベット以下2桁の数字が27の量水器(例)A27-〇〇〇
※業者は宿毛市が発行する量水器取替作業員身分証を携帯しています。

※取り替え作業中は水道が使用できません(15分～30分程度)。

※ご不在の場合でも、取り替え可能な場合は施工します。その際は、取り替え済みのお知らせを郵便受け等に入れておきます。

問 水道課 ☎ 62-1248

2月7日は「北方領土の日」

2月は「北方領土返還運動全国強調月間」です。北方領土問題の一日も早い解決には国民一人ひとりの理解と返還への粘り強い活動が大切です。

問 北方領土返還要求運動
高知県民会議事務局
☎ 088-875-1170

パブリックコメントの募集

問 人権推進課 ☎ 62-1258

宿毛市では、『人権施策に関する宿毛市総合計画(素案)』について、パブリックコメントにより市民の皆さんのご意見を募集します。いただいたご意見は宿毛市HP等で公表し、計画策定に向けた参考とさせていただきます。

※意見提出の様式はありません。ただし、住所と氏名の記載は必須です。

※ご意見を正確に把握する必要があるため、口頭や電話でのご意見の受付は行いません。

※個々のご意見への直接回答は行いません。 ※ご意見を公表する際、氏名は公表しません。

募集期間 2月1日(水)～10日(金) ※期間内必着とします。 **提出方法** 直接持参・郵送・FAX・メール

閲覧場所 人権推進課、各隣保館、各支所、宿毛市HP

提出先 〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市人権推進課

FAX 62-1275 ✉ jinken@city.sukumo.lg.jp



イベント

すくも マルシェ

宿毛!! ワクワクたいけんひろば

子どもだけでなく、高齢者や障害者など誰もが垣根なくすごせる居場所づくりを目指しています。

2月4日(土) 物作り教室 「さんご小物」

日時 2月4日(土) 10時～12時

内容 宿毛産のさんごを使った小物作りを教えてください。

講師 島原 さや子 先生

2月25日(土) 物作り教室 「チョコレートマグネット」

日時 2月25日(土) 10時～12時

内容 チョコレートの包装紙を使ったかわいいマグネット小物を作ります。

参加費 500円

対象 小・中学生とその保護者

申込 事前申込制

場所 正和児童館

LINEでの申し込みも受け付けます。



主催 宿毛市

※皆さんに安心して参加していただけるよう、マスクの着用、手指の消毒などの新型コロナウイルス感染予防対策をしっかりとったうえで開催します。皆様のご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず内容を変更または中止とする場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

問 (特非) じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321 (土・日・祝日を除く 9時～17時)

2月25日(土) しげちゃんち ～障害のある子どもと その家族みんなで楽しもう～

障害のある子どもやそのきょうだい児が、遊びを通して様々な体験や交流ができ、障害のある子を持つ保護者同士も情報交換や相談し合える場所を目指しています。

日時 2月25日(土) 14時～15時30分

場所 正和隣保館 参加費 無料

内容 ハンディキャップヨガ

講師 はなまるキッズこうち

対象 18歳未満の障害のある子どもやそのきょうだい児・保護者

申込 申込制(定員20名程度)

主催 (特非) じんけんネットすくも

後援 宿毛市

※新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用、手指の消毒などのご協力をお願いします。

※子どもだけの参加はできません。

問 手代岡児童館 ☎ 66-0756

(土・日・祝日を除く 9時～17時)

2月23日(木) 第3回 すくも文旦 サニーサイドマルシェ in すくも84 マリントーミナル

これから旬を迎える「文旦」をテーマとしたイベントを今年も開催します。今年の会場は新港にあるすくも84マリントーミナルです。このイベントでしか食べられない文旦を使ったオリジナルメニューを販売するほか、地元事業者による出店など、お子さんも楽しめるイベントです。皆様のお越しをお待ちしています。

日時 2月23日(木・祝) 10時～15時

場所 すくも84マリントーミナル

- 内容 ●文旦BOXのデコレーション体験
- 文旦クイズ
- 文旦タワー数当てクイズ
- スタンプラリー

主催 一般社団法人宿毛市観光協会

共催 市内文旦事業者の皆さん

問 一般社団法人宿毛市観光協会 ☎ 63-0801





みんなの 家 おうち

心も体もホッとできるあたたかい、安心安全な第3の居場所を提供する事業、イベントを行っています。開催予定は次のとおりです。



日時 毎週火・木曜日 13時～18時

※2月23日はお休み

場所 みんなの家 おうち (中央1丁目1-30)

内容 【子どもから大人までの居場所】

赤ちゃん連れや地域の方など誰でも利用できます。スタッフと一緒に物づくりを楽しみませんか？宿題したり、遊んだり、お友達と一緒にどうぞ！

参加費 無料

主催 NPO 法人ゆめ・スマイル

後援 宿毛市

問 ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706

2

18(土)

ゆめ・スマイルイベント 冬のおうちあそび♪

2月の行事といえば、何があるか知っていますか？節分、バレンタインデー、針供養の日、ねこの日なんていう日もあります。

みんなで2月の行事について考えてみませんか？

日時 2月18日(土) 10時～12時

場所 みんなの家 おうち (中央1丁目1-30)

参加費 無料

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止となる場合があります。

問い合わせ&申し込み▼



主催 NPO 法人ゆめ・スマイル

後援 宿毛市

問 ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706

2

18(土)

こども食堂 ゆめ

日時 2月18日(土) 11時30分～

場所 みんなの家 おうち (中央1丁目1-30)

内容 毎月手作りの美味しいお弁当を用意しています。

【2月のメニュー】※50食程度を用意しています。

●菜の花ずし ●豚汁 ●筑前煮風

●スイートポテト ●果物

※いただいた食材などを使用します。メニューを変更する場合がありますので、ご了承ください。

※アレルギー対策はしていません。

料金 お弁当 200円 **予約** 不要

主催 NPO 法人ゆめ・スマイル (こども食堂ゆめ)

後援 宿毛市

問 こども食堂ゆめ ☎ 090-5146-7529

5

14(日)

第8回 宿毛マラソン ランナー募集

宿毛マラソンのランナーを募集しています。



大会HP

日時 5月14日(日) 開会式：8時30分～ (受付7時～8時20分) **場所** 宿毛市総合運動公園

コース ●ハーフ(21.0975km) ●10km ●2km **申込期限** 3月10日(金)

定員 1,500名 ※ハーフ・10km…1,300名(うち10kmのみ宿毛市民枠200名) ※2km…200名(うち宿毛市民枠100名)

ハーフ(21.0975km)

10km

2km

開始 9時 ※制限時間…3時間

対象 高校生以上

参加料 ●一般 5,000円

●高校生 2,500円

※市民枠はありませんので、市民の方も一般枠からお申し込みください。

開始 9時20分

※制限時間…1時間40分

対象 高校生以上

参加料 ●一般 4,500円

●高校生 2,000円

●一般 1,000円(市民枠)

●高校生 無料(市民枠)

開始 9時30分 ※制限時間…20分

対象 小学生以上

参加料 ●一般 1,000円

●中学生以下 500円

●一般 500円(市民枠)

●中学生以下 無料(市民枠)

問 宿毛マラソン実行委員会事務局 ☎ 62-1245

宿毛市議会議員選挙

問 選挙管理委員会 ☎62-1259

4月26日(水)の任期満了に伴う宿毛市議会議員選挙の日程等を決定しました。

告示および立候補届出日 立候補予定者の事前説明会

4月16日(日)
8時30分～17時

候補者の届出がスムーズに行われるよう、また選挙運動が正しく行われるよう、立候補の届出方法、供託の方法、選挙運動等について事前説明会を開催します。

投・開票日

4月23日(日)

立候補予定者は、必ず出席をお願いします。

日時 3月9日(木) 15時～ 場所 宿毛市役所3階 会議室(301～303)

「地域猫活動」をご存じですか?～その1～

問 健康推進課 ☎62-1235

地域猫活動とは、地域の理解と協力を得て、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行ったり、エサ・糞尿などの適正な管理を行いながら、新しい飼い主を探して飼い猫にしてい



くことで、将来的に飼い主のいない猫の数を減らしていくことを目的としています。

「飼い主のいない猫」を増やさないことが大切です

不妊・去勢手術を受けさせましょう。

メス猫は生後8カ月くらいから子猫を産むことができます。1年に2～3回の出産が可能で、1回の出産で3～6匹の子猫を産みます。また、交尾の刺激で排卵するので、1回の交尾でほぼ100%妊娠します。そのため、放っておけば、あっという間に増えてしまいます。

そこで**不妊・去勢手術(TNR活動)**があります。

捕獲する
(Trap)

不妊・去勢手術する
(Neuter)

元の場所へ戻す
(Return)

※耳カットなどのしるしをつける。
この頭文字をとってTNR活動といいます。

不妊・去勢手術をすると…

- これ以上猫が増えない。
- 尿の臭いが薄くなる。
- さかりの鳴き声が減る。
- メス猫をめぐるケンカがなくなる。

「エサやり禁止」では解決できません

エサ場をきちんと管理しましょう。エサがなくなっても猫はいなくなるわけではありません。お腹をすかせた猫は、生きるためエサを求めてゴミを荒らしたり、家屋の中に侵入して食べ物をあさることがあります。適正なエサやりは、このような被害を未然に防ぐことができます。

エサを与えるときは…

- 迷惑のかからない場所を選ぶ。【周囲に配慮を!】
- 必ず容器に入れ、決まった時間に与える。【エサ場はいつも清潔に!】
- エサを置いたままにせず、食べ終わるまで待って、きれいに片づける。【エサの放置は迷惑です!】
- 周辺住民に活動のPRをする。【コミュニケーションを大切に!】

今回は、地域猫活動による環境の変化についてお伝えします。

宝くじの助成金で整備

問 企画課 ☎62-1255



一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して内外ノ浦地区と港南台地区が屋外放送設備の整備を行いました。

この事業は、全国自治宝くじの社会貢献広報と、地域のコミュニティ活動の充実・強化を目的に助成されているものです。



このたびの整備により、さらなる地区住民のコミュニティ活動の推進が期待されます。

すくも市議会だより

第114号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

令和4年第4回定例会は、12月6日に開会し、16日間の会期で12月21日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「令和4年度一般会計補正予算」など予算議案10件、「宿毛市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」など条例議案11件、「指定管理者の指定」などその他の議案6件の合計27議案で審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。また、第3回定例会で予算決算常任委員会に付託し、継続審査となっていた令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定議案については、いずれも認定されました。

業の導入を求める陳情書、「要介護高齢者等への訪問理美容サービス制度を求める陳情書」の2件が審議され、ともに趣旨採択となりました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第1号）

今回の補正予算は、総額で1億9104万6千円が増額され、累計で149億7451万円となりました。

（歳出の主なもの）

◎新型コロナウイルスワクチン接種委託料

.....1553万5千円

◎出産・子育て応援給付金

.....1150万円

第4回（12月）定例会日程

日付	本会議	委員会	特別委員会
12月6日（火）	開会、決算議案表決、議案上程、提案理由の説明		
7日（水）	休会	議案等精査	
8日（木）	休会	議案等精査	
9日（金）	休会	議案等精査	
10日（土）	休日		
11日（日）	休日		
12日（月）	本会議	一般質問	
13日（火）	本会議	一般質問	
14日（水）	本会議	議案質疑	
15日（木）	休会	委員会審査	
16日（金）	休会	委員会審査	
17日（土）	休日		
18日（日）	休日		
19日（月）	休会	委員会審査	
20日（火）	休会	委員会審査	
21日（水）	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	

◎道の駅すくも監視カメラシステム機器購入費

.....159万6千円

◎道の駅すくも備品購入費

.....1178万9千円

◎市道改良工事費

.....1953万5千円

◎空き家対策総合支援事業費補助金

.....444万8千円

◎特別養護老人ホーム特別会計（議案第5号）

今回の補正予算は、総額で877万8千円が増額され、累計で1億2255万1千円となりました。

（歳出の主なもの）

◎施設改修工事費

.....732万6千円

条例

◎議案第11号「宿毛市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により市の機関に係る申請、届出その他の手続きを行うために必要な事項を定めるものです。

◎議案第12号「宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」

「宿毛市過疎地域持続的発展計画」に定めている「振興すべき業種」に掲げている製造業等について、取得した一定の事業用資産の固定資産税を課税免除するため本条例を制定するものです。

◎議案第14号「督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

現在、市税等の「コンビニ納付」を導入しており、

来年度からは「QRコードを利用した電子納付」の導入を予定しているため、納付方法の拡大に伴う市民の利便性の向上及び収納事務の効率化などから、現在、徴収している「督促手数料」を廃止するため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第21号「すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

リニューアル工事中の「すくもサニーサイドパーク」について、新たに「イベント広場」や「RVパーク」などを整備することから、当該施設の利用などについて規定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

その他

◎議案第22号から議案24号「指定管理者の指定について」

「神有地区」を「神有多目的集会所」の指定管理者として、「楠山地区」を「楠山多目的集会所」の指定管理者として、「坂本地区」

を「坂本多目的集会所」の指定管理者として、指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

◎議案第25号及び議案第26号「指定管理者の指定について」

「N'sグループ」を「すくもサニーサイドパーク」の指定管理者として、「合同会社ドラマチック」を「宿毛市林郎」の指定管理者として、指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

◎議案第27号「工事請負契約の変更について」

議案第27号は、「錦川ゲートポンプ機械設備工事」について、物価水準の変動により契約金額に変更が生じたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

提出された議案

議案番号	件名	議決結果
第1号	令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療）補正予算並びに令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決
第10号	宿毛市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	原案可決
第11号	宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	原案可決
第12号	宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	原案可決
第13号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
第14号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
第15号	宿毛市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第16号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第17号	宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第18号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第19号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
第20号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第21号	すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第22号	指定管理者の指定について	原案可決
第26号	工事請負契約の変更について	原案可決
第27号	工事請負契約の変更について	原案可決

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

第4回(12月)定例会の一般質問は、12日、13日の2日間に8人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



今城 隆 議員

防災行政無線について

問 現用防災行政無線の構成概要を聞く。

答 NTT携帯通信網を活用し、屋外スピーカーで音声放送されるほか、宿毛市防災アプリにて携帯電話やスマートフォンに文字情報のみを伝達している。戸別端末には対応していない。

問 防災行政情報の伝わる範囲は。

答 防災アプリの登録者数は

市民の約3分の1、電波が入らない地域14世帯に固定電話で音声伝達している。屋外スピーカーは、津波想定地域を中心に市内60基を設置しているが、全ての住民に音声伝達ができるシステムにはなっていない。電話回線は一度に1000回線で10回通知でき、10000件登録できる。



問 直ちに市民にくまなく防災アプリのダウンロードを要請し、固定電話回線の登録を広げるよう求める。

答 可能な限り早い段階で、広報や色々な場で固定電話の

登録を強く推進しなければならない。アプリについても同時に広報していきたい。

問 発災後の情報伝達体制とその課題を聞く。

答 市役所や各支所、消防署に配備の衛星携帯電話の活用が考えられる。

事前に発災後を想定し、どう連絡を取り合うかは家族や関係機関で取り決めしておくことが重要。確実に連絡を取り合える環境を整備しなければならぬ。

介護保険外サービスについて

問 介護をしている家族への支援について聞く

答 介護用品給付事業は、要介護4・5(相当)で在宅介護している方に紙おむつなどの介護用品を現物支給するもの。家族介護慰労金支給事業は、要介護3以上(相当)で介護保険サービスを利用せず在宅介護をしている家族に年間10万円を支給するもので、長寿政策課に申請して頂きたい。

問 アシストスーツや加齢性難聴者の補聴器購入に何らかの支援ができないか。また、在宅介護の高齢者等が訪問理美容サービスを受けられる制度の検討を願う。

答 アシストスーツが試着できる市内事業者もあり、腰痛予防や購入の相談については宿毛市や地域包括支援センターでいつでも対応できる。

長寿政策課では、高齢者の生活に必要な情報ガイドブックを作成中で、市内事業者の訪問理美容サービスの内容も掲載予定である。

アシストスーツ、補聴器助成など、宿毛市における高齢者支援・在宅介護のために何が効果的か、ニーズや市内のサービス状況、アンケート、医療・介護給付データ等を分析し、優先順位をつけて制度化を検討していく。

高齢者支援につながるものの周知、困り事に対して気軽に相談できる体制づくりを心がける。





高倉 真弓 議員

人権問題のパートナーシップ制度について

問 状況、考え方を問う。

答 性の多様性を尊重し、一人一人の違いや生き方を認め合う取り組みで、市としても多様性に対応出来るまちづくりとして今後、検討したい。

手話奉仕員養成講座について

問 手話通訳者になるためには時間がかかると聞く。第一歩である養成講座開設を問う。

答 手話通訳者は、市町村が実施する手話奉仕員養成過程を経た後、県の実施する養成課程を受講し、登録試験に合格後、県の認定する手話通訳者になる。聴覚障害者の生活を支援するために手話通訳者ではなくてはならない存在である

ると認識しており、手話サークルの皆様をはじめ関係団体の協力を仰ぎ、手話養成講座の開催に向け取り組む。

コロナ禍における支援体制について

問 農林漁業分野について問う。

答 施設園芸の燃油・肥料高騰への補助金、畜産農家に対する配合飼料への補助金などがある。市独自の取り組みとしては、種苗費、薬剤費、燃料費、動力光熱費、肥料費の価格高騰分を支援するため、対象経費に経費率を用いて算出した額の90%、上限50万を給付する宿毛市農林漁業者電力等価格高騰重点支援給付金を12月1日より開始。申請期限は令和5年2月28日、産業振興課まで。

問 商工業、サービス業について問う。

答 市内に店舗、事業所を有する中小企業者を対象に、金融機関からの融資を受ける際の保証料について、県と協調して利用者の負担を無くす宿

毛市中小企業者経営支援事業費保証料補助やその融資に係る利息についても年率1・8%以内の利子補給補助を行なった。また、市内登録店舗で使える一人当たり50000円分の地域振興券事業も実施した。

避難タワー設置後の状況について

問 駅前の避難タワーで、階段以外のところを子どもが登り危ないので注意をした。と市民の方から指摘があった。対策を問う。

答 駅前公園津波避難タワーについては、津波災害時の避難はもちろんのこと、平時においても、公園の一部としてご利用頂けるよう展望台としての機能や遊具を設置し、お子様連れのご家族にも楽しめる施設として令和4年8月1日運用を開始。一方でゴミの放置や危険な利用報告もある。危険箇所には個別に注意看板を設置し、市内小中学校に対しては、タワーの利用についての文書を通じ、危険な行為をすれば、自身がケガをすることや人を巻き込んだ事故となる場合があるといった内

容を、児童生徒に伝えてもらうように、各学校に依頼した。



野々下 昌文 議員

出産・子育て応援交付金について

問 出産・子育て応援交付金について本市の取り組みを問う。

答 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭に、安心して出産・子育てができるよう身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援とともに10万円

相当の経済的支援を一体として実施する事業である。具体的給付の仕組みは、妊娠届時と出産届時に面談を実施し給付を行うが、本市では速やかに給付を行うために現金給付とする予定である。

問 妊娠届が令和3年となる場合の給付・相談支援を問う。

答 出産・子育て応援交付金は、令和4年4月以降に出生された方が給付対象となり、事業開始前に出生された方は遡及対象として、10万円を一括給付することとなり、令和3年に妊娠された方でも令和4年4月以降に出生された方は給付対象となる。

問 転入が伴った際の給付・相談体制を問う。

答 出産・子育て応援交付金は、伴走型相談支援を一体で行うことになっており、面談を組み合わせた形ですべての妊婦・子育て家庭に効果的な支援を届けるため妊娠届出時、出生届出時にそれぞれ面談を実施し、情報共有等の同意欄に署名をした申請書等を提出した方に対して給付を行うため面談実施が給付の起点とな

る。転出・転入となった場合には、本人からの申し出に応じ、転出元又は転入先の市町村において面談を実施し、面談が基本となる。

不登校解消に向けた取り組みについて

問 本市の過去5年間の推移を問う。

答 不登校を理由に年間30日以上欠席した場合に不登校児童生徒としてしている。本市の過去5年間の不登校児童生徒数の推移は、平成29年度は小学生が3名、中学生が15名、計18名となっており、平成30年度から令和2年度までは16名から18名でほぼ横ばいである。令和3年度については、小学生が5名、中学生が16名、計21名となっており、全体的に増えている状況となっている。

問 不登校の解決実績を問う。

答 学校、家庭、関係機関が同じ方向性をもって、地道に対策を継続することが必要である。少しずつ登校できるよう、近い目標を掲げ、生活習

慣の改善を図るなど家庭の協力を得ながら継続した事案やふれあい教室に行きながら、徐々に学校に行くことが増えたケース。また、中学時代不登校であったが高校へ進学し、卒業したケースなど様々なケースがある。



川田 栄子 議員

新型コロナウイルスの現状と対策の現状について

問 ワクチンで抗体価を上げる必要があるか。

答 従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチンとなっており必要と考える。

問 マウスの研究でこのワクチンは免疫細胞を制御している

るとされ、健康被害の可能性が高いと言われている。将来ある子ども、妊婦の接種について疑問がある。むしろ外すべきでないか。

答 メッセンジャーRNAは、数日で分解・体内に残ることは無いとされ、悪影響を及ぼす事はないとされる。

問 愛知県で11月5日、2価ワクチン接種後、適切な治療を受けることなくアナフィラキシーでの死亡事故があった。国は改めて11日にアナフィラキシー対応を指示している。当市の体制は十分か。

答 12月6日救急医に確認後、問題ないと結果を得ている。

問 ワクチンの普及で十分な命が救われたのか。その正当性を問う。

答 国の指示に基づき、重症化・死亡を防ぐため必要と認識している。

問 高知県の8月の死者が、過去5年では、2017年から3年間の平均が752人、21年864人、22年1134人となっており、死者の増加は他県でも明らかになっている。行政にかかわるものとして真剣に向き合うべきでないか。

答 8月の死亡者数が多いことは確認できたが、原因分析ができるものではない。

問 厚労省資料では発症効果、有効性が期待できると判断しているところがあるが安全性については書かれていない。世界の医師の多くが子どもの接種は停止するよう一時差し止め命令を裁判所に提出した。厚労省の統計では子どもは感染しても重症化しにくいことが分かっている。10月24日から接種が始まったが6か月〜4歳児の接種状況を問う。

答 対象者433人、接種者9人、接種率は2.1%となっている。

問 楽しい食事から自由を奪う黙食が学校給食で継続されていることから、国は11月29日、全国の教育委員会に「従前から黙食は求めてない」との通知を出している。国民に対しては、11月25日「飲食は少人数で黙食を基本とし、会話する際はマスクの着用を徹底する」を削除した。黙食・マスクも国の強制は法的にできないことが明らかになった。通達にはじめからないことを何故していたのか。子ども

もたちにどのよう思っているか。

答 机を向かい合わせにしない。大声での会話を控えるなど差し支えないという文書が届いており、各学校に周知した。



岡崎 利久 議員

ICT教育について

問 タブレット端末を使った授業の成果と課題について問う。

答 タブレット端末は、令和2年度末に導入を行い、学校現場での活用が始まった。実験動画や演奏動画等の、授業に応じた活用により、子どもたちの興味、関心を高めることに活用されるほか、一つの課題やテーマに対し、個々の考えを付箋機能により書き込みを行い、意見交換をするなど意見整理等に活用されて

いる。

タブレット端末の活用により、学習指導要領で定める個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ることができるとある。

一方、ICT機器に苦手意識のある教員もいる中、急速に1人1台端末が実現されたことから、従来の授業スタイルの見直しが急務となったため、学校間、教職員会で活用状況に差が生じている。

今後、端末活用事例の共有を行う等、ICT活用に関する格差解消を図る必要がある。

問 どのような学習支援ソフトを使用しているのか。今後、どのようにしていくのか問う。

答 令和3年度より、トライアルによる学習支援ソフトの利用を行っている。

本年8月より、多くの学校で、株式会社ジャストシステムのスマイルネクストを導入して、授業支援やドリル学習に活用している。

他にも、トライアルによる3社のソフトを利用しており、今後の学校現場が必要とする学習支援ソフトの導入の検討を行っている。

問 ICT支援員を配置する

予定はないのか問う。

答 令和3年度は、タブレット端末の導入に対する質問等への対応のため、ICTの知識のある方に委託をしていたが、学校側の相談件数が少なかったため、令和4年度は教育委員会窓口がその業務を行っている。

また、ICT支援員の配置をしている学校はなく、各校の教員や事務職員、教育委員会職員が協力し、対応を行っている。

学校現場では、ソフト活用やネットワーク等に関する技術や知識だけでなく、教育活動を理解し、支援をしてくれる人材が必要であり、適任の人材の確保が可能であれば、各校を巡回するなどの体制構築が望ましいと考えている。



川村 三千代 議員

学校施設の安全対策について

問 平成30年のブロック塀倒壊事故を受け、本市でも点検・対策が行われたが、現状について問う。

答 危険なブロック塀は除去し、必要な箇所には金属フェンスを設置するなど対策を進め、令和元年度には工事はすべて完了している。現在、人身に危険を及ぼす恐れのあるブロック塀は無いものと認識している。

問 校庭に設置している遊具、器具又倒木による事故に対する対策について問う。

答 遊具、器具については適宜修善を実施し、老朽化、腐食等が進み危険と判断した際は使用禁止とし、撤去している。樹木については、必要に応じて伐採・剪定等の対応をしているが、伐採については歴史的な観点や住民の方々の思いなどもあり、学校や地区長などに聞き取りを行い安全対策に努めていきたい。

文化振興について

問 文化活動に対する取り組みが弱いとの声を聞くが、現

状と今後について問う。

答 市展出品数については、部門によって増減・横ばいなど、様々であるが減少傾向にあることは認識している。少子高齢化やコロナ禍において、地域コミュニティやサークル活動の衰退がみられ、担い手不足問題など困難な状況が続いている。今後、洋画・写真教室の開催、先進地や近隣市町村への情報収集等も行い、文化芸術活動を通して心豊かな生活を送れるよう支援していきたい。

観光振興について

問 9月に開催されたジャパンスイクルリーグ高知大会の総括と今後について問う。

答 たくさんの方々にご協力いただき無事、盛大に開催することができた。県内外からの来場者やユーザーブでの動画再生も多く、注目度の高さは特産品やグルメも含め本市のPRにつながった。様々な交流も生まれ、本市を合宿地として検討するとの話もいただいた。今後、継続開催に向け取り組んでいきたい。



問 サニーサイドパークのリニューアルオープンについて問う。

答 観光情報発信基地としてはもちろん、子ども達が遊べる遊具エリア、イベント広場、アウトドアレジャーエリアなど令和5年4月1日の供用開始を目指し整備を進めている。

問 朝ドラ「らんまん」放映に対して、また、注目が集まる関西圏へ向けての取り組みについて問う。

答 まちのえき林邸での生け花展、山野草展など牧野博士と関連しての自然を活かしたイベントを検討中である。関西圏については、釣り客、サイクリストへのプロモーションを中心に今後リーダーの獲得、滞在型観光の推進へとつなげていきたい。



松浦 英夫 議員

高知県の十年ぶりとなる集落実態調査について

問 アンケート調査の最終結果が示されたのか問う。

答 集落実態調査部分の結果が本年4月に示され、集落データ調査の結果を反映した調査結果が最終結果として9月に示された。

問 調査の結果についてどのような対策を考えているのか

答 集落を活性化するために重要な取り組みは、移住者を受け入れることと、3割近くが回答している。今後も空き家を活用した移住促進事業を継続するとともに、定住につながるよう取り組んでいきたい。また、地域の機能低下という課題に対しては、集落活動センターや小さな集落活性化事業の活用などを検討しながら解決に向けて取り組んでいきたい。

文化財の保護行政について

問 この問題について高知県と協議したのか問う。

答 協議は現在、していない。今後は高知県による全県下の調査が進んでから協議をしていきたい。

問 私たちは鵜来島にある戦争遺跡が大変重要な遺跡ではないかとの観点から調査活動をして来た。協議に参加する場合の教育長の姿勢について問う。

答 高知県との協議の中で、登録有形文化財を目指すことになった場合には、所有者の了解のもと、測量や基地跡の実態など調査や情報収集を重ねる必要がある。そして十分な情報が整った時点で、文化庁に意見具申をすることで手続が開始され、文化審議会での審議、答申を経て登録に向かうという手順になっている。



コロナウイルスの感染状況について

問 宿毛市の感染状況について問う。

答 高知県が公表している情報でしか、本市としても分からない状況である。以前は市町村別の患者数の公表がなされていたが、全国一律で全数把握の見直しが行われたこと

に伴い、高知県においても市町村別の把握はしていない。現在、地域別の感染状況の目安としては、保健所管内別患者数として、報告のあった医療機関の所在地で整理された患者数が公表されている。

問 政府は新型コロナウイルスの感染症について、現在2類相当としているものを5類に緩和しようとしている。5類に変わることで、どのような問題なり影響が生じるか問う。

答 現在、国からは何も示されてはおらず、市民生活への影響について答えることはできないが、仮に5類の感染症と同じ扱いになれば、外出自粛の要請などの行動制限がなくなることや、一般の医療機関で診察が受けられるようになる一方、保険適用以外の費用は原則自己負担となることなどが想定される。

高規格道路と交差する市道について

問 高規格道路と交差する市道（錦線、小深浦線、大深浦線、志沢尾線）を都市計画等で歩道付幅員を担保する必要があるのではないか問う。

答 今後の事前復興まちづくり計画や高規格道路の事業化で、新しい拠点整備されるようなことがあれば、都市計画道路の計画も考えられる。

生活道路について

問 市道などの生活道路が凸凹で歩きにくく、つまずいてヒザを擦りむいたなどがあり、これらの道路の補修計画はないか問う。

答 市道は、様々なところで老朽化に伴う舗装の損傷が生じており、地域の皆様からも路面の補修の要望があり、近年、市道の維持管理予算を増額し、また、地区内の生活道路整備にも予算を増額している。今後も路面補修は、その都度、現地の状況などを勘案し、



山上 庄一 議員

適正な市道の維持管理に努める。

西部地域小中学校敷地について

問 敷地の造成で、街から市庁舎が見え、市庁舎からも街が見えるようにし、街と視覚的な一体感を持たせる都市景観を創っていくつもりはないか問う。

街を創っていく上で、街を視覚的に、一体感を持たせることは、非常に重要なことである。学校が学校の敷地のことだけを考えるのは、駄目だと思う。周辺との関係性も含めて考えていくべきで、計画では敷地内のことだけしか考えていない。対症療法に過ぎない。街をどのようにしていくのかを含めて、再考すべきではないか。

答 庁舎と同じ高さにする、造成事業費が約23億円。残土処分・運搬費13・4億円を含む土工に16・1億円かかる。庁舎より約10m高くする現案は、造成事業費が約17億円となり、現案とした。

園芸用の木質ペレットボイラー導入の助成制度について

問 ハウス園芸農家は、原油価格が高騰で経営を圧迫している。

国際情勢の影響を受けない地場産の木質エネルギーに転換するための、助成制度がでないか。

カーボンオフセットなどの面からも、自然エネルギーにシフトは大きな意味があり、林業の活性化にも寄与する。助成制度の考えはないか問う。

答 園芸用木質ペレットボイラー導入は、県の高知県木質資源利用促進事業が活用可能で、補助率が3分の2以内だが、施設園芸農家からの要望がなく、宿毛市では、本補助事業による導入実績はない。しかしながら、様々な観点から推進していく必要があり、先行導入事例の調査・研究などを進め、助成制度の周知に努め、積極的に支援したい。



陳情

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
陳情第16号	宿毛市の独自事業として、難聴者への補聴器購入補助事業の導入を求める陳情書	趣旨採択
陳情第17号	要介護高齢者等への訪問理美容サービス制度を求める陳情書	趣旨採択

なお、委員長の審査報告は以下のとおりです。

陳情第16号について

審査の過程で、委員から「担当課も来年に行われるニーズ調査や要介護認定時の訪問調査等で、宿毛市の実態を把握することを予定していることから、陳情をくみ取り、議会としてこの制度導入に後押しする必要がある」との賛成意見の一方で、「加齢性難聴者への対応が迫られている事は十分理解できるが、宿毛市における実態は分かっているから、来年度担当課が行う予定である調査結果を踏まえて検討すべきではないか。」といった意見や「国などからの補助制度がない中、一般財源を投じての制度導入を考える必要性があり、現段階で採択するのは難しく趣旨採択すべき」と

といった意見がありました。このような審議を踏まえて、採決した結果、賛成多数で趣旨採択と決しました。

陳情第17号について

審査の過程で委員から、陳情書内にある、訪問理美容サービスを受けた人に対する相談窓口は、専門の窓口は難しいが、地域包括支援センターや長寿政策課の窓口で対応している。しかし、制度として導入するには、サービスを提供する理美容事業者が施術する際の設備面や、整容時の拘束時間などへの考慮や、サービスを必要としている人数や金銭的負担を感じている人などの現状を把握する必要性もあるという意見を踏まえ、採決した結果、全会一致で趣旨採択と決しました。

臨時会の概要

令和4年第3回臨時会は、10月24日に開催され、予算議案3件が審議されました。

議案第1号「令和4年度宿毛市一般会計補正予算について」の主な内容は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、新たに1世帯あたり5万円を現金給付する価格高騰緊急支援給付費1億9024万9千円、長距離輸送を行う事業者等への支援として、運送事業者等原油価格高騰重点支援給付金1330万円、一次産業への支援として農林漁業者電力等価格高騰重点支援給付金9600万円を計上するものです。

議案第2号「令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について」の内容は、二ノ宮クリーンセンター破砕機新規取替工事費187万8千円を計上するものです。

議案第3号「令和4年度宿毛市水道事業会計補正予算について」の内容は、人件費290万円を計上するものです。審議の結果、全会一致で可決されました。

行政視察報告

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

【総務文教常任委員会】

日時 11月14日(月)

午後1時30分より

視察地 愛媛県八幡浜市

視察テーマ

「南海トラフ地震にかかる事前復興の取り組みについて」

八幡浜市を含む宇和海沿岸地域は南海トラフ巨大地震による最大震度が7と想定され八幡浜市の市街地は最大9メートル程度の津波による浸水も想定されています。

そういった状況の中、津波から避難する一時避難場所や津波避難ビルも指定しているが、更なる避難地が必要と想定しており市街地近くにある愛宕山を緊急かつ安全に避難することができる避難場所として整備する愛宕山プロジェクトを進めています。

このプロジェクトは、国に認可された八幡浜市津波避難対策緊急事業計画に基づき実施されているもので、車での避難も視野に入れ、市道の拡



きながら事前復興計画の作成を進めていくことが予定されていました。

◎委員考察

視察後の委員からは、「宿毛市では浸水エリア内に来るまで避難できる高台の整備ができていないため、発災後には車での避難による渋滞が発生する危険もあることから、車で避難できる避難所の整備も検討するべき」との意見などがありました。

日時 11月15日(火)

午後1時30分より

視察地 岡山県倉敷市

視察テーマ

「ICT教育の推進について」

倉敷市では、教育委員会内に「教育ICT推進課」を設置し、教育システムやネットワーク管理、ICT研修といった教育の情報化に関する業務を行っています。

教育ICT環境の整備としては、文部科学省が掲げている「教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画（平成30年度から令和4年度）」の項目にある学習者用コンピュータの整備、指導者用コンピュータの整備、大型計時装置、超高速インターネット及び無線LANの整備、総合型校務支援システムの導入、ICT支援員の配置など、そのほとんどを達成していました。

LANの整備、総合型校務支援システムの導入、ICT支援員の配置など、そのほとんどを達成していました。

GIGAスクール構想への取り組みとしては、小・中・高等学校及び支援学校全ての児童・生徒を対象に4万台を超える一人1台端末を約19億円で整備し、授業などで活用していました。

整備したタブレット端末を家庭へ持ち帰り家庭学習に活用していましたが、そのメリットとしては、家庭学習の質の向上、通学が困難な場合の学びの継続などがあげられていました。一方、保護者の理解と協力が必要や無線LAN環境がない家庭への対応や破損した場合などの対応、不適切な使用によるトラブル、効果的な家庭学習のあり方などが課題としてあげられていました。

タブレット端末の整備に併せてロイロノート・スクールという協働学習やアクティブラーニングに有効なソフトウェアも導入し授業等で活用していました。

その他、教職員用ポータルサイトを運用し、授業で活用できる教材等を学校を超えて共有していました。また、出

退勤管理や出席簿の管理、グループウェアなどが一元化された総合型校務支援システムを導入することで、教員の長時間労働の解消も進めると共に、ICT機器を有効に活用するため、教職員を対象としたICT支援員を配置し各学校へ派遣していました。

◎委員考察

視察後の委員からは、「本市においても教職員の負担軽減のためにICT支援員の配置を進めるべき」や「本市での活用に当たってはICTがあつてこそその効果的で主体的な深い学びに導くことができよう教育現場での実践を積み重ねていただきたい」などの意見がありました。



〔産業厚生常任委員会〕

日 時 11月14日(月)

午後2時30分より

視察地 香川県善通寺市

視察テーマ

「ゼロカーボンシティに関する取り組みについて」

善通寺市では、令和2年9月に、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」をしています。

四国で初となる自治体主導のメガソーラーを建設し、平成26年7月に「ぜんつうじ太陽光発電所」、平成27年6月には「ぜんつうじ大麻太陽光発電所」が稼働しています。

なお、建設工事については、施設の保守管理等を含めた20年間の包括的施設リース契約で行っています。

「ぜんつうじ太陽光発電所」は、一般家庭約370世帯分の発電量、CO₂削減量は年間約630トン、「ぜんつうじ大麻太陽光発電所」は、一般家庭約400世帯分に年間約680トンに及んでいます。

また、売電収益を基金に積立て、平成28年度に防犯灯及び街路灯合わせて約1600基をLED照明灯に交換、平成29年度からは、自治会にかわって電気代を市が負担していま

す。

住宅用太陽光発電システム等設置費補助金は、平成23年10月より開始し、令和元年度からは、家庭用蓄電池の普及支援を行うために、太陽光発電システムに併設して蓄電システムを設置する場合に、太陽光発電システム補助金同様に上限額10万円を補助するメニューも追加しました。

市民向けには、ゼロカーボンシティ推進セミナーや、高校生や大学生を対象としたワークショップなど、地域温暖化や再生可能エネルギーの導入についての意識を高める各種取組も行われています。

◎委員考察

視察の委員からは、「太陽光発電では市の遊休地を活用し、今後は、ため池に太陽光パネルの設置を計画するなど、地域の特性を理解し生かす取組は学ぶ部分がある」といった意見や、「住宅用太陽光発電システム等の設置補助金は、本市で同様の事業を導入する場合、補助率や補助額を研究する必要がある」「南海トラフ地震を見据えて、蓄電池の導入等も検討してよいのではないか」といった意見がありました。

日 時 11月15日(火)

午後1時より

視察地 高知県高岡郡日高村

視察テーマ

「村まるごとデジタル化事業（スマホ普及率100%を目指して）について」

日高村では、令和3年5月に、「日本で初めてのスマホトフォン普及率100%」を目指して、株式会社チェンジ、株式会社KDDIの3者でデジタル化にかかる包括協定の締結をしました。主にスマホ普及事業と生活の質向上事業の2つを大きな柱として取り組んでいます。

スマホ普及事業として、高

齢者の方がわかりやすい・楽しい・もう一度教室に行きたいと思うスマホ教室の実施や、スマホステーションやスマホサポーターを活用し、地域でフォローできる体制を整えています。

また、スマホへの切替や新規取得した場合に、村が推奨するアプリを導入すれば、村内で利用できる地域通貨のポイントがもらえるなどの取組も行っています。

生活の質向上事業では、健康アプリを使用し、1日の目標歩数を歩くとポイントが獲得できるなどの健康キャンペーンを実施し、ポイントがたまったりやすい仕組みにして、毎月のスマホ基本使用料の支援も行っていました。

財源は、企業版ふるさと納税を活用しており、今後については、健康アプリを使って健康を管理することで、将来の医療費削減につながると考えています。

この取り組みにより、スマホ普及率は令和2年5月時点の64.5%から令和4年6月には79.7%に上昇しています。

◎委員考察

視察の委員からは、「ポイントを付与するインセンティブを地域通貨のポイントを活用していた。本市では、マイナンバーカード取得者や経済対策による地域振興券を郵送で行ったが、デジタルを活かし費用対効果も期待できるこの取り組みは、参考になる部分ではある」といった意見や「今年度、導入予定をしている本市の健康アプリも、高齢者がいかに使えるようにするか、スマホ教室や窓口での対応などをしっかり検討し取り組む事が肝要である」といった意見がありました。

*詳しい報告内容は、紙面の都合で割愛させていただきました。

なお、宿毛市議会ホームページに報告書全文を掲載しておりますのでご覧下さい。



各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件															
令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定	○	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	議長	○	認定
陳情第16号の委員長報告(趣旨採択)	×	○	○	×	○		○	○	○	○	○	×	議長	○	可決
陳情第17号の委員長報告(趣旨採択)	×	○	○	×	○		○	○	○	○	○	×	議長	○	可決

【○：賛成 ×：反対 △：棄権】

● 議会用語Q & A

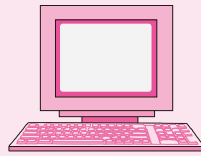
Q 委員長報告とは。

A 委員会は、付託を受けた議案や請願・陳情の審査を終えた時、報告書を作成し、議長に提出するとともに、本会議において、委員長は審査の経過と結果の報告をします。これに対して質疑・討論が行われた後、最終的な決定(可決・否決など)がなされます。



★ 会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。
12月定例会の会議録は3月上旬にできる予定です。
市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。
なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〽 編集後記 〽

寒中お見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染は「第8波の本格的な感染拡大」に入っており依然として猛威を振るっています。未だに収束の糸口も見えない状況であります。

感染拡大防止を行いながら、地域経済の回復を見据え、適切な行動が出来るよう努めていかなければなりません。

さて、12月定例会においては、子育て対策、ICT教育や不登校への取り組み、学校の安全対策、新しい小中学校についてなど、様々な未来の子ども達へ繋がる子育て支援の一般質問がありました。

これからも少子化対策拡充へ向け、より一層取り組んでまいります。この一年が市民の皆さんと共に、人と社会の可能性が広がる年になりますようお願い申し上げます。

堀景

〽 編集委員会 〽

- 委員長 三木 健正
- 副委員長 今城 隆
- 委員 堀 景
- 委員 岡崎 利久
- 委員 松浦 英夫

農業研修を受けて、イチゴ農家になりませんか？農業経験がなくても問題ありません。

栽培品目 施設イチゴ 募集人数 2名

応募要件 ●研修終了後、独立自営就農をされる方 ●独立自営就農時、宿毛市内に住まれる方
●農業に積極的に取り組む意欲のある方 ●原則 18 歳～ 65 歳まで

※その他、諸々要件有

応募方法 産業振興課へ電話にて連絡後、履歴書を提出

研修開始 6月1日(木) ※状況によって時期が変更になる可能性があります。

研修期間 概ね1年間～2年間

※補助制度があります。詳しくはお問い合わせください。



野焼きは法律で禁止されています。

目には見えませんが、野焼きをするとダイオキシンなどの有害物質が発生します。また、野焼きの苦情内容は、「洗濯物が汚れるので干せない」「子どもが喘息で窓を開けられない」など、煙や臭いで近所に多大な迷惑をかけています。ごみを適切に処理することは、法律で定められていますので、野焼きは行わないでください。



●野焼き

基準を満たしていない焼却設備で廃棄物を野外焼却することです。一部例外を除き法律で禁止されています。

【焼却禁止の具体例】 ●ドラム缶 ●庭先や空き地 ●ブロック囲い ●畑・田んぼ ●簡易な小型焼却炉



一部例外ということは、野焼きをしてもよい場合もあるの？

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。
- ② 震災・風水害・火災・凍霜害・その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却。
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。



※周辺住民から煙害による苦情が生じる場合は、軽微な焼却とは言いません。

一部例外であっても、苦情があれば改善策を講じていただくようお願いすることがあります。事前に燃やす時間帯、風向き等に十分注意するようにしてください。

野焼きの罰則はどれくらい厳しいの？

平成 22 年 5 月 19 日から罰則がさらに強化されました。個人で懲役 5 年以下または 1000 万円以下の罰金またはその併科。法人であれば最高 3 億円の罰金刑に処せられます。さらに、未遂でも個人法人問わず懲役 5 年以下または 1000 万円以下の罰金またはその併科に処せられます。

●火入れ

森林または森林の周囲 1km の範囲内にある土地で次の理由により火入れを行う際には、開始する 10 日前までに市へ申請書を提出しなければなりません。

【火入れの理由】 ●造林のための地ごしらえ ●開墾準備 ●害虫駆除 ●焼畑



問 野焼き：環境課 ☎ 62-1252・宿毛警察署 ☎ 63-0110
火入れ：産業振興課 ☎ 62-1243

山火事に注意しましょう

問 宿毛消防署 ☎ 63-3111 (代表)
☎ 63-3300 (火災・災害用)

空気が乾燥し山火事が多くなる季節になりました。日本は国土の約7割が森林で、高知県の森林は8割を超えます。森林は国土の保全、水源のかん養など私たちの生活に大切な役割を果たしています。また、最近では地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収源として期待されています。

森林は一旦火災などで失われると、その大切な機能が回復するまでには何十年もの年月と多大なコストを要することになります。山火事のほとんどは、人間の不注意によって起きています。このことは、私たち一人ひとりが火の取り扱いに注意することで山火事を未然に防止できるということでもあります。



●山火事の起きやすい時期はいつ？

消防庁統計資料によると、山火事の約7割が冬から春（1月～5月）にかけて集中して発生しています。これは、冬は森林内に落ち葉が積もって燃えやすい状態になっていることや、風が強いこと、特に太平洋側は乾燥した状態になるといった自然条件が重なること、また、春先は、行楽や山菜採りのために山に入る人が増加するほか、農作業に由来する枯草焼きなどが山林に飛び火することも原因となっています。

●原因は何が多い？

平成28年～令和2年に発生した林野火災のうち、原因が明らかなものについてみれば、「たき火」が約3割で最も多く、次いで「火入れ」、「放火（疑い含む）」、「たばこ」となっており、日本の林野火災は、その多くが人間の不注意などによるものとなっています。一方、落雷など自然現象によるものは稀です。

最近5年間（平成28年～令和2年）の平均でみると、1年間に約1,200件発生し、焼損面積は約600ヘクタール、損害額は約3.5億円となっています。これを1日あたりにすると、全国で毎日約3件の山火事が発生し、約2ヘクタールの森林が燃え、約100万円の損害が生じていることとなります。

●山火事を予防するために

一人ひとりが森林の大切さを認識し、防火意識を高めることが最も大切です。山火事の原因の多くが、人間によるちょっとした火の取り扱いの不注意で発生していることから、次のことに注意しましょう。

- 枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火をしない。 ● 強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- たき火等、火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する。
- 火入れを行う際、許可を必ず受ける（宿毛市では産業振興課林業振興係）。
- たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てない。 ● 火遊びはしない。

貴重な森林を山火事から守るため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

確定申告会場の開設

問 中村税務署 ☎ 0880-35-2135

中村税務署では、2月16日（木）～3月15日（水）の間、税務署内に所得税・消費税・贈与税の申告会場を設置しています（土・日・祝日は除く。）。

受付時間 8時30分～16時（相談開始は9時から）

※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早めに締め切る場合や後日の来場となる場合があります。

- 必要書類 ● 確定申告のお知らせはがき ● 源泉徴収票等の申告書作成に必要な書類
● マイナンバーカード等の本人確認書類

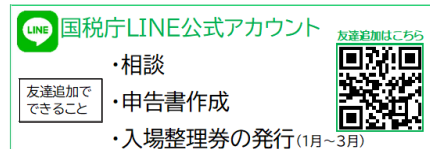


【来場される際のご注意】

- 会場では、ご自身のスマートフォンを使用した申告を推奨しています。
- 翌年以降、ご自宅等で申告を行っていただけるよう、会場内でのスマートフォン（またはパソコン）の操作はご自身で行っていただきます。
- 来場の際は、感染症対策のため、検温・手指消毒およびマスクの着用をお願いします。

確定申告会場への入場には**整理券**が必要です。

- 各会場で当日配布 ● LINE から**事前発行**



確定申告書の作成はスマートフォンが便利です！

スマホやパソコンで確定申告書等作成コーナーにアクセスすれば、画面の案内に沿って入力するだけで申告書が作成できます。

確定申告書等作成コーナーはこちら！



マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大。

マイナポータル連携の詳細はこちら！



令和5年1月から、青色申告決算書・収支内訳書・消費税申告書がスマホで作成可能になっています。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎ 0571-01-5901
(全国一律市内通話料金)

市民税・県民税、国民健康保険税の申告

問 税務課 ☎ 62-1238

申告は適正な課税のための大切な手続きです。忘れずに必ず申告してください。

申告の相談を希望される場合は、お住まいの地区の申告相談会場にお越しください。

なお、当会場では確定申告（青色申告を除く）の相談も受け付けていますが、複雑な内容の場合はお断りする場合がありますのでご了承ください。

提出期限 3月15日（水）

提出方法 税務課窓口へ持参（申告書の提出のみ受け付け）または郵送

※申告相談期間中、税務課窓口では申告相談は受け付けていません。ご相談は、申告相談会場をお願いします。

申告用紙 ●税務課で配布 ●昨年宿毛市へ申告された方へは事前に郵送予定

※届いていない場合でも、申告が不要とは限りませんのでご注意ください。

申告が不要な方

- 税務署へ令和4年分の所得税の確定申告書を提出される方
- 令和5年1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けていた方

次に該当する方は申告は不要ですが、所得控除を追加・修正することで、申告した方が良い場合もあります。

- 給与所得のみで、ほかに所得がなく、勤務先で年末調整済みの給与支払報告書が市へ提出されている方
- 公的年金等に係る所得のみだった方

申告が必要な方

「申告が不要な方」以外は申告が必要です。次のような方が対象となります。

- 国民健康保険に加入している方のうち、「申告が不要な方」に該当しない方
 - 前年中に農業、営業、不動産、配当、譲渡などの所得があった方
 - 給与所得の他に公的年金等に係る所得があった方
- ※国民健康保険に加入している方が申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置を受けることができません。

申告相談会場に持参するもの

●源泉徴収票・収入明細等

給与や年金収入のある方

●収支内訳書・領収書等

営業・漁業・農業・不動産の収入がある方は収入・経費等を記載した収支内訳書等

●控除証明書等

生命保険・地震保険料控除証明書および社会保険料等の領収書（国民年金保険料控除証明書）等

●個人番号カード（マイナンバーカード）

個人番号カードをお持ちでない方は、本人確認書類（運転免許証等）および番号確認書類（個人番号通知カード等）

申告相談会の事前予約について

今年から申告相談の一部について事前予約を開始します。期日および場所については次のページの日程表をご覧ください。予約方法等の詳細は宿毛市 HP をご参照ください。 **予約期間** 2月1日（水）～24日（金）

申告相談会での注意事項

●医療費控除を申告される方

事前に人ごと病院ごとに合計金額を記載した医療費明細書を作成しておいてください。

※医療費明細書・収支内訳書は必要事項が分かれば任意の様式でもかまいません。

※医療費明細書・収支内訳書が未記載の場合、受付前に申告会場に記載していただくか、後日の申告になる場合があります。

●営業・漁業・農業・不動産の申告をされる方

事前に収入・経費等の項目ごとに合計金額を記載した収支内訳書等を作成しておいてください。

その他の注意事項

- 申告相談会場の混雑防止のため、申告が必要かどうか不明の場合は、事前に電話にてご相談ください。
- 郵送でも申告を受け付けていますので、記入方法が不明の場合等、電話にてご相談ください。

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
2	26(日)	市役所税務課	9:00～17:00

●お昼休みも納付できます。●コンビニ等でも納付できます。

納 期 限	国民健康保険税 8期	2/28(火)
	介護保険料 8期	
	後期高齢者医療保険料 8期	

納付は **口座振替・コンビニ納付** が便利

高知けいば パルス宿毛	2月	1・5・12・13・14・19・21・22・26・28
	3月	1・5・6・7・12・14・15・19・21・22・26・28・29

市・県民税、国保税申告相談日程表

問 税務課 ☎ 62-1238

月	日	曜	受付時間	対象地区	会場		
2月	6日	月	9:00～11:30	年金受給者の事前申告 事前相談	宿毛市役所 1階 税務課窓口		
			14:00～16:30				
	7日	火	9:00～11:30				
			14:00～16:30				
	8日	水	9:00～11:30				
			14:00～16:30				
	9日	木	9:00～11:30				
			14:00～16:30				
	10日	金	9:00～11:30				
			14:00～16:30				
	16日	木	9:00～11:30			坂本・奥下藤・神有・奥奈路	神有多目的集会所
			13:00～15:30			橋上・京法・還住藪・平野・楠山・出井	
	17日	金	9:00～11:30			長尾・手代岡	高知県農業協同組合 宿毛東出張所
			13:00～15:30			竹石・小島・天神	
20日	月	9:00～11:30	竹部・馬場住・土居ノ内	【芳奈地区】			
		13:00～15:30	東下組・西下組・中組・靴拔・道ノ川				
21日	火	9:00～11:30	中山・寺山・寺尾・徳師・岡松	【黒川地区】西～東須賀・橋田・下～上駄場・奥黒川【東平】			
		13:00～15:30	東部農村環境改善センター				
22日	水	9:00～11:30	清水・北川・沖前・貝礎・県営住宅	森・車岡・師高瀬・西天神・中町			
		13:00～15:30	伊与野				
24日	金	9:00～11:30	栄喜・舟ノ川・石原・小三原・福良	小筑紫基幹集落センター 1階 研修室（旧小筑紫支所）			
		13:00～15:30	大海・田ノ浦・内外ノ浦・呼崎				
27日	月	9:00～11:30	小筑紫・小浦・湊	宿毛市総合社会福祉センター 2階 小会議室			
		13:00～15:30	片島				
28日	火	9:00～11:30					
		13:00～15:30					
月	日	曜	受付時間	対象地区	会場		
3月	1日	水	9:00～11:30	貝塚・駅前町・駅東町	宿毛市総合社会福祉センター 2階 小会議室		
			13:00～15:30	宇須々木・池島・新港			
			17:00～18:00	事前予約のみ			
	2日	木	9:00～11:30	西町1～2丁目			
			13:00～15:30	西町3～5丁目			
			17:00～18:00	事前予約のみ			
	3日	金	9:00～11:30	自由ヶ丘・樺・樺住宅・藻津			
			13:00～15:30	大深浦・小深浦・港南台			
			17:00～18:00	事前予約のみ			
	4日	土	9:00～11:30	高砂・西片島			
			13:00～15:30				
	5日	日	9:00～11:30	新田・沖新田・錦・四季の丘			
			13:00～15:30				
	6日	月	9:00～11:30	大島		大島公民館	
			13:00～15:30				
	7日	火	9:00～11:00	弘瀬		すくも湾漁協 弘瀬出張所	
			12:45～14:45	母島・古屋野・長浜・久保浦		沖の島支所	
	8日	水	9:00～11:30	さくらが丘		宿毛文教センター 2階 会議室 1	
			13:00～15:30	坂ノ下・都賀川			
			17:00～18:00	事前予約のみ			
	9日	木	9:00～11:30	押ノ川			
13:00～15:30			野地・小川・草木藪・山北				
		17:00～18:00	事前予約のみ				
10日	金	9:00～11:30	桜町・松田町・萩原				
		13:00～15:30	与市明・長田町・幸町				
		17:00～18:00	事前予約のみ				
11日	土	9:00～11:30	中央1～4丁目				
		13:00～15:30					
12日	日	9:00～11:30	中央5～8丁目				
		13:00～15:30					
13日	月	9:00～11:30	中角・高石・長野				
		13:00～15:30	二ノ宮・二ノ宮住宅・平井				
14日	火	9:00～11:30	和田・正和・平井・南沖須賀・宿毛（新田・沖新田除く）				
		13:00～15:30					
15日	水	9:00～11:30	予備日				
		13:00～15:30					

※ご来場の際には、マスクの着用と手指消毒、検温にご協力ください。

※ご都合の悪い方は、お住まいの地区とは異なる会場や日程でも申告をすることができます。

※事前申告・事前相談・事前予約の時間帯は、予約以外は受け付けませんのでご了承ください。

国民健康保険高額療養費制度

問 市民課 ☎ 62-1233

高額療養費制度とは、同月内に医療機関などで支払った自己負担額の合計が、年齢や所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたとき、超えた金額を支給する制度です。支給を受けるためには申請が必要です。

自己負担額の計算方法 → 月の1日から末日まで、暦月ごとに計算します。

※入院時の食事代や差額ベッド代、保険適用となっていない医療行為などは含まれません。

69歳以下の方

- ①一人ごとに計算。 ②病院・診療所ごとに計算。
- ③同じ病院でも、医科と歯科、外来と入院は別々に計算。
- ※院外処方箋により支払った自己負担額は、処方箋を発行した病院・診療所の自己負担額と合算。
- ④同じ世帯で①～③により計算した自己負担額のうち、21,000円以上のもので二つ以上ある場合は、それを合算。

70歳以上74歳以下の方

- ①外来の自己負担額は個人単位で合算し、外来の限度額を適用。
- ②入院を含む自己負担限度額は、世帯内の70歳以上74歳以下の方で合算して計算。
- ③病院・診療所、歯科、調剤の区別なく全て合算して計算。

【申請時の持参物】 ● 受診された方の保険証 ● 領収書 ● 世帯主名義の口座がわかるもの

※申請の勧奨通知が届いた場合は、その通知および同封の申請書もご持参ください。

※領収書で自己負担額の支払いが確認できない場合は、支給の対象外となることがあります。また、領収書を紛失して医療機関で再発行を依頼するときには、費用が発生する場合があります。高額療養費の支給申請は治療を受けた月の翌月1日から起算して2年間は請求ができるため、**領収書は大切に保管しましょう。**

詳しくはこちら▼



口座振替等での納付が便利でお得

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

便利でお得な理由！

金融機関へ行く手間が省けます。

保険料の納め忘れがありません。

口座振替は前納割引で、さらにお得。
※クレジットカード納付でも納付書と同額の割引が適用されます。

保険料額と前納割引額の目安

令和4年度額*

支払方法	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書(毎月払い)	16,590円		99,540円		199,080円		397,320円	
クレジットカード前納 納付書前納			98,730円	810円	195,550円	3,530円	382,780円	14,540円
口座振替前納	16,540円	50円	98,410円	1,130円	194,910円	4,170円	381,530円	15,790円

*令和5年度の保険料額は、令和5年2月下旬に告示される予定です。

申込期限 まとめて前払い(前納)の場合

- 4月末日からの前納…2月末日までにお申し込み
「6カ月前納(4月～9月)」 「1年前納(4月～翌年3月)」
「2年前納(4月～翌々年3月)」

- 10月末日からの前納…8月末日までにお申し込み
「6カ月前納(10月～翌年3月)」

※毎月払いをご希望の場合は、いつでもお申し込みできます。

※口座振替納付は開始までお申し込みから1～2カ月程度、クレジットカード納付は2カ月程度かかる場合があります。

※お申し込み期限を過ぎた場合、次回の前納までの間は「翌月末振替」となりますのでご注意ください。

持参物 ● 納付書や年金手帳または基礎年金番号通知書 ● 通帳 ● クレジットカード ● 金融機関届出印

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、同意書によるカード名義人の同意が必要です。

申込先 市民課年金係または幡多年金事務所

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日時 2月21日(火)
9時30分～12時、13時～15時

必要なもの

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの
- マイナンバーの分かるもの

場所 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

予約 幡多年金事務所へ**直接予約のお電話**をしてください。

代理人の場合

- 委任状 ● 代理人の本人確認ができるもの

※詳細については、ご予約の際にお尋ねください。

～高齢者の介護について悩んでいませんか～

一人で、または家族だけで、介護をがんばり過ぎていませんか？大切な人であっても、高齢者の介護や養護は、期間が長くなるほど心身に負担がかかります。そのため高齢者自身の気持ちを思いやるより、養護者側のペースになり、高齢者虐待に繋がってしまうこともあります。一人で悩みを抱え込まず誰もが安心して暮らせるよう、地域の協力や介護サービスの利用をしましょう。



高齢者虐待について

高齢者虐待防止法では、65歳以上の高齢者に対する「養護者（高齢者を世話している家族、親族、同居人）」および「要介護施設従事者等」による次のような行為を虐待と定めています。

身体的虐待 ●殴る ●つねる ●無理やり食事を口に入れる など	心理的虐待 ●怒鳴る、ののしる ●意図的に無視する など	性的虐待 ●わいせつな行為をしたり、強要するなど	経済的虐待 ●生活費を渡さない、使わせない など	介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） ●入浴させない ●十分な食事を与えない など
--	---	------------------------------------	------------------------------------	--

住みやすい地域づくりを目指して

宿毛市では、平成22年から宿毛市高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置し、地域での温かい見守りや声かけで虐待を防ぐこと（未然防止）、高齢者虐待の通報等にすみやかに対応し高齢者自身の権利を守ること（早期発見）等を行うことで、いくつになっても住みやすい地域づくりを目指して活動しています。委員会の中に高齢者見守り地域連絡会があり、次の関係団体の代表者等で構成されています。地域住民が中心となって見守りを継続的に行うことで高齢者虐待防止につながっています。



高齢者見守り地域連絡会 構成団体

- 宿毛市民生児童委員協議会
- 宿毛市老人クラブ連合会
- 宿毛市地区長連合会
- 宿毛市連合婦人会
- 「認知症の人と家族の会」
宿毛家族の会 はまゆう世話人

高齢者見守り地域連絡会 構成団体の活動についてお話を伺いました。

見守りをするときに気を付けていること

宿毛市老人クラブ連合会加入の各地区老人クラブは、グランド・ゴルフ、ワナゲが普及し、多くの地区クラブがクラブ活動として取り組んでおります。その中でリーダーは参加した会員の異変や小さな違和感にも気が付くアンテナを張って注視しており、結果的に見守りとなっております。ただ競技に参加しない会員への対応については、今後の課題です。

連合会
宿毛市老人クラブ
会長

地域で高齢者が孤立しないように、地域元気クラブ等、その他で定期的に会う機会を作っています。話し方、歩く様子など、具体的な動作に気を配りながら、変化がないか注意しています。

会長
宿毛市連合婦人会

いろいろな悩みを解決することはできませんが、お話を聞かせてもらうことで気持ちが少しでも楽になるように気をつけています。ご自宅で介護をしているご家庭では、介護サービス等を利用していても、ご自宅に要介護者がいることはストレスが多いものです。特に、男性の介護者は、慣れない家事や介護に大変ではないかと思えます。今後も気を配りながら、地域での見守りを続けていけたらと思います。

はまゆう世話人
認知症の人と家族の会
宿毛家族の会

地域の方に伝えたいこと

複雑多様化された現代社会において、人々の考えも多様化され、個人主義が尊重されることで区内での人々の交流が希薄となり気がかりです。そのため、住民一人ひとりが意識して小さな変化を見逃さない注意力が必要です。大切なことは日頃からの付き合いです。

地域の中で、近しい関係の方同士で会い、元気に過ごしているかどうか確かめ合うことなど、今やっていることを感染症に注意しながら続けてほしいです。生き方や考え方の違いもあって、みんながみんな、同じようにはできませんが、地域で孤立しないように声を掛け合い、挨拶だけでも続けていきましょう。

「認知症かもしれない」という、認知症の初期の状態が家族にとって「自分が試されているのでは？」と不安になり、対応が難しくなりがちです。家族関係では関係が近い分、言葉遣いがきつくなったり、返事をしたくないと無視をしてしまうこともあるかと思えます。そんなときには、一息おいて対応することが大切です。一人で悩みを抱え込まないでください。誰かに話を聞いてもらうと、気持ちがずいぶん楽になると思います。

「生活や介護に関する心配・悩みがある」「施設の対応が気になる」「高齢者への身体的・精神的暴力などを発見した」などありましたら、長寿政策課予防係または宿毛市地域包括支援センターまでご相談ください。

※通報者等の情報は保護され、外部に漏れることはありません。

介護の現場で働く皆さんへ

介護施設等では、直接、介護・看護に携わる職員はもちろん、事務員、ケアマネージャー、管理者、経営者など、多くの方が働いています。

介護の現場で働く一人ひとりが、介護について正しい知識を身につけ、困っていたり、悩んだりしている職員の相談体制を作るなど、職場全体で虐待につながるような不適切なケアをなくす取り組みを進めましょう。



坂本図書館新刊だより

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

(内容紹介は、(株)図書館流通センター TRC MARC より)

●都道府県別日本の地理データマップ (全8巻)



松田 博康 監修 / 小峰書店
日本の47都道府県の地理を豊富なデータとカラー図版でわかりやすく紹介する。1は、日本の国土・人口・行政区分、自然と環境、産業、交通、世界とのつながりなどを解説する。巻末資料も充実。

●森のポストをあけてごらん

山中 真理子 作 / こがしわ かおり 絵
ポプラ社

●かぼちゃスープのおふる

柴田 ケイコ 作 / 小学館

●なるほど徳川家康



河合 敦 監修 / 永岡書店
信長や秀吉など周りは“くせ者”ばかり。苦難とピンチの連続。なぜ家康は天下人になれたのか？我慢に我慢を重ね、ようやく天下人になった徳川家康の人生や、周辺の間人関係、関与した合戦などをわかりやすく紹介する。

●絵手紙は人生へのラブレター

安達 アツ子 著
日貿出版社

●うさぎ玉ほろほろ

西條 奈加 著 / 講談社

なくそう！望まない受動喫煙～禁煙編～

問 健康推進課 ☎ 62-1235

禁煙の効果や禁煙外来についてご紹介します。

禁煙はすぐに効果が現れ、何歳で始めても次のような効果があります。



禁煙による体の変化

禁煙後

- 20分 血圧や脈拍が正常域まで下がる。
- 24時間 心臓発作のリスクが減る。
- 48時間 においと味の感覚が復活し始める。
- 72時間 呼吸が楽になる、肺の機能が改善する。
- 2～3週間 心機能が改善する。
- 1～9カ月 咳、痰、息切れ、疲れやすさが改善する。
- 5年 虚血性心疾患死亡率が非喫煙者と同じレベルになる。
肺がんで死亡する率が半分になる。

禁煙外来 (保険適用)

喫煙は、ニコチンに対する依存症なので、本人の意志だけでやめるのは難しいと言われています。

禁煙補助剤を利用すると、ニコチン切れの症状(離脱症状)を抑えることができ、何も利用しない場合に比べて、成功率が3～4倍高まることがわかっています。

ニコチンの離脱症状(イライラする、だるい、頭痛)は禁煙2日目頃出始め、4日目から楽になり、5日目には多くの人が禁煙継続の自信を持つようになりますと言われています。まず、5日間トライしてみませんか？



▲「高知県内禁煙外来」で検索

献血バスがやってきます

問 健康推進課 ☎ 62-1235

赤十字血液センターでは、輸血を受ける方の安全性をより向上させるため、400ml献血の推進にご協力いただいています。皆さんの善意の申し出に、お応えできないことも生じるとは思いますが、状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

過去に献血にご協力いただいた方はスマホでの事前予約ができます。ご予約は「日本赤十字社 ラブラッド会員登録」からできます。待ち時間の短縮・混雑回避のため、ぜひご利用ください。

月日	実施場所	受付時間
2月16日(木)	大井田病院	16:00～17:30
2月17日(金)	宿毛警察署	9:00～11:00
	筒井病院	13:00～15:30

※新型コロナウイルスワクチンを48時間以内に接種された方は献血をご遠慮いただいています。

母子保健

乳児健康診査

対象児に個人通知します。

日	場 所	受 付 時 間
10 金	宿毛文教センター	9:00 ~ 10:00

赤ちゃん広場

日	場 所	実 施 時 間
2 木	宿毛市総合社会福祉センター	9:30 ~ 11:30
	和田集会所	

成人保健

各種検診の結果

宿毛市が実施する次の実施日までの集団検診について、精密検査が必要な方には通知が完了しています。

検 診	実 施 日
肺がんおよび結核検診	12月21日(水)
胃がん検診	12月11日(日)
大腸がん検診	12月21日(水) 回収分
前立腺がん検診	12月21日(水)
乳がん検診	12月20日(火)
子宮頸がん検診	12月5日(月)

心の健康相談

保健師・相談員等による電話・面接相談を随時お受けしています。

- 健康推進課 健康指導係 ☎ 62-1235
- 高知県幡多福祉保健所健康障害課 精神保健福祉担当
☎ 0880-34-5124 (直通) ☎ 0880-35-5979
- 高知県立精神保健福祉センター ☎ 088-821-4966
- お酒の悩みごと相談 幡多断酒会 大江 拓
☎ 090-1173-4672

今年度の特定健康診査が終了します

問 健康推進課 ☎ 62-1235

今年度実施予定の特定健康診査が、3月31日(金)で終了します。青い封筒に入った受診券がお手元に届いている方は、個別医療機関でご利用ください。

受診券を紛失された方は、健康推進課までご連絡ください。

お勤め先で健診を受診していたり、定期的に病院で検査(採血・検尿)を実施されている場合は、検査結果等をご提出いただくことで、健診を受診したとみなすこともできますので、お気軽にお問い合わせください。



一般不妊治療費の助成

問 健康推進課 ☎ 62-1235

宿毛市では、不妊治療をされているご夫婦に対して、検査および治療費の一部を助成します。

対象者 次のすべてに該当する方

- 夫婦(事実婚含む)
- 事実婚の場合は、治療の結果出生した子について認知を行う意向がある方
- 夫および妻の両方またはいずれか一方が宿毛市に住民票があり、かつ宿毛市に居住している方
- 夫および妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員または被扶養者である方
- 他の市町村において同一の助成を受けていない方 ● 市税の滞納がない方

対象治療 タイミング法、人工授精、これらに関する医療保険各法の規定による不妊治療(診断のための検査や治療効果を確認するための検査など、治療の一環として実施される検査を含みます。)

※一般不妊治療を伴わない不妊症を判断するための検査費用や、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は対象となりません。

助成額 令和4年3月1日~令和5年2月28日までの間に終了した治療分の自己負担金に対して、年度内の上限5万円(通算5年間)

申請期間 令和4年4月1日~令和5年3月31日まで

※申請が遅れると助成できませんので、やむを得ず遅れる場合は事前にご相談ください。

「高知家@ラインはたまるねっと」

に登録して

「すくナビ」と「はたマイカルテ」

を利用しよう！



はたまるねっと（幡多地域医療情報ネットワーク）とは患者さんの受診歴やアレルギー情報などの医療情報を病院・診療所・調剤薬局などの施設間で共有することで、より適切な医療・介護を提供するしくみです。

はたまるねっと（幡多地域医療情報ネットワーク）は次の医療機関で登録できます。

- 大井田病院 ●筒井病院 ●奥谷整形外科
- いなげ胃腸科内科 ●田村内科クリニック
- 幡多けんみん病院 など



実績豊富
10,000人以上が登録

簡単登録
10分程度で登録完了

簡単利用
医療機関でカードを提示するだけ

利用無料
登録に費用はかかりません。

はたまるねっとの登録が完了したら・・・ ↓ ↓ ↓



マイナンバーカードとはたまるねっとを連携して「すくナビ」と「はたマイカルテ」を利用しよう！



近日提供
開始予定



**市民の暮らしを
より安心で便利にする**

市民が受けられるさまざまなデジタルサービスが集約され宿毛市が配信するイベント等の暮らしに役立つ新着情報をアプリで受け取ることができ、「はたマイカルテ」や「宿毛市防災アプリ」などと連携します。

近日提供
開始予定



**健康づくりや
医療機関受診をサポート**

日々のバイタル情報を登録・管理できます。また、自分や家族が受けた検査の結果や処方情報なども確認できるので救急時や旅行先でも安心です。さらに、さまざまなアクションで貯めたポイントに応じて特典を受けられるなど、便利でお得な機能が満載です。

手続きの
流れ

受付ブースで説明を受ける
※健康保険証・マイナンバーカードをお持ちください。

同意書へサインする
※はたまるねっと登録時に同意済みの方は不要です。

「マイナンバーカード」と「はたまるねっと」の連携
※連携作業は窓口スタッフにて行います。

アプリのダウンロード・利用手続き
※必須ではありません。

マイナンバーカードの連携とすくナビおよびはたマイカルテについては次の施設に設ける受付ブースで手続きできます。

- 市役所 ●大井田病院 ●筒井病院
- 奥谷整形外科 ●いなげ胃腸科内科
- 田村内科クリニック など

※受付ブースの開設日程などの最新情報は **はたまるねっと** HP でご確認ください。

お問い合わせ先

はたまるねっとの登録・はたマイカルテについて

一般社団法人 幡多医師会
☎ 0880-34-3086

マイナンバーカード・すくナビについて

企画課 ☎ 62-1255

※ご不明な点等はお問い合わせ先までご連絡ください。



◀ はたまるねっと HP

2月の行事予定

イベント・行事等については、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため中止となる場合があります。

日	曜	行事名	時間	場所	問い合わせ先
1	水	無料人権相談	10:00	宿毛文教センター	高知地方法務局四万十支局 ☎ 0880-34-1600
3	金	ふれあい保育（豆まき、戸外遊び）	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
4	土	陸上競技講習会（中・高）	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
		中学バレーボール大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
		子ども将棋教室	9:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
		健康フェス	10:00	宿毛市和田体育館	健康推進課 ☎ 62-1235
		宿毛!! ワクワクたいけんひろば （物作り教室「さんご小物」）	10:00	正和児童館	（特非）じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321
5	日	第22回四国西南中学校新人駅伝競走大会 第16回四国西南小学生駅伝競走大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
9	木	マイナンバーカード申請・交付・電子証明書更新 夜間窓口開設日	17:15	市民課	市民課 ☎ 62-1233
11	土	四国黒潮新人バスケットボール大会（～12日）	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
13	月	ふれあい保育	9:30	市内各保育園	市内各保育園
		ふれあい保育（リトミック、戸外遊び）	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
16	木	通学路安全の日「三木の日」	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
		ほっと広場＊西～母推（ぼすい）さんの事業	10:00	西地区防災コミュニティセンター	健康推進課 ☎ 62-1235
		献血	16:00	大井田病院	健康推進課 ☎ 62-1235
17	金	献血	9:00	宿毛警察署	健康推進課 ☎ 62-1235
			13:00	筒井病院	
18	土	ゆめ・スマイルイベント「冬のおうちあそび♪」	10:00	みんなの ☺ おうち	ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706
		こども食堂ゆめ	11:30	みんなの ☺ おうち	こども食堂ゆめ ☎ 090-5146-7529
19	日	体協主催バドミントン大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
20	月	あいさつ・声かけ運動	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
21	火	出張年金相談（予約制）※予約は幡多年金事務所へ	9:30 13:00	市役所	幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内）
22	水	マイナンバーカード申請・交付・電子証明書更新 夜間窓口開設日	17:15	市民課	市民課 ☎ 62-1233
23	木	第3回 すくも文旦サニーサイドマルシェ in すくも84 マリントーナメント	10:00	すくも84 マリントーナメント	（一社）宿毛市観光協会 ☎ 63-0801
25	土	第9回宿毛パラダイスカップ 高知県少年サッカー大会5～6年（～26日）	9:00	宿毛市総合運動公園	宿毛 FC ☎ 090-3461-4868
		宿毛!! ワクワクたいけんひろば （物作り教室「チョコレートマグネット」）	10:00	正和児童館	（特非）じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321
		しげちゃんち ～障害のある子どもとその家族みんなで楽しもう～	14:00	正和隣保館	手代岡児童館 ☎ 66-0756
26	日	休日市税納付窓口開設日	9:00	税務課	税務課 ☎ 62-1239
		マイナンバーカード申請・交付・電子証明書更新 休日窓口開設日	10:00	市民課	市民課 ☎ 62-1233
28	火	一日行政相談	13:00	宿毛文教センター	高知行政監視行政相談センター ☎ 088-824-4100

お誕生おめでとう （令和4年12月受付分）

住所	赤ちゃん	保護者
小筑紫町栄喜	久保 友優翔	重憲
駅前町2丁目	山本 佳	竜一
自由ヶ丘	山中 紫加	央
小筑紫町小筑紫	平田 小桜	英喜

ご冥福をお祈りします （令和4年12月受付分）

住所	氏名	享年
小筑紫町大海	瀬戸 康姫	69
幸町	田邊 益子	100
片島	嘉新 妙子	86
中央6丁目	面田 教世	80
西町2丁目	佐々木 重直	94

*本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。（敬称略）

☎ 市民課 ☎ 62-1233

広報すくものコーナー「すくもっと」に掲載していただけるお子さんの写真を随時募集しています。詳しくは宿毛市HP内のすくもっとのページをご覧ください。（<http://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-05/sukusuku.html>） ☎ 企画課 ☎ 62-1255



暮らしに草花を。展 vol.2

2023 2.8[WED]-26[SUN]

IN 宿毛まちのえき林邸

9:00-17:00 ※2.12・26は15:00まで

EXHIBITION

前期 いけばな展 2.8[WED]-12[SUN] 5DAYS

後期 花器展 2.14[TUE]-26[SUN] 13DAYS

Living with flowers.

EXHIBITOR | 出展者 |

《いけばな展》

・小原流いけばなサークル

《花器展》

・さくら窯/下元かおる(陶芸) ・陶芸工房あまやどり/兵頭俊彦(陶芸)

・キロロアン/植木栄造(ガラス細工)

・三原村石加工生産組合/足立真弥・榎順・榎嘉彦・榎喜章・中野正秋・老岐一也

(硯・石材加工品)



植物学者 牧野富太郎 博士 企画展

MAKINO × HATA 展

2023年2月8日(水)-7月末 予定

PROGRAM

2/8(水)～

牧野博士が歩いた幡多
-ゆかりの植物たち-

追加プログラム 6/10(土)～

牧野博士さんの生きた時代展



高知県観光博覧会

らんまんの舞台・高知

牧野博士の

新休日

Dr. Makino's New Holiday in KOCHI

[主催・お問合せ] 宿毛まちのえき林邸 ☎ 0880-79-0563 9:00-17:00(月曜日休)

<https://www.hayashitei.com>